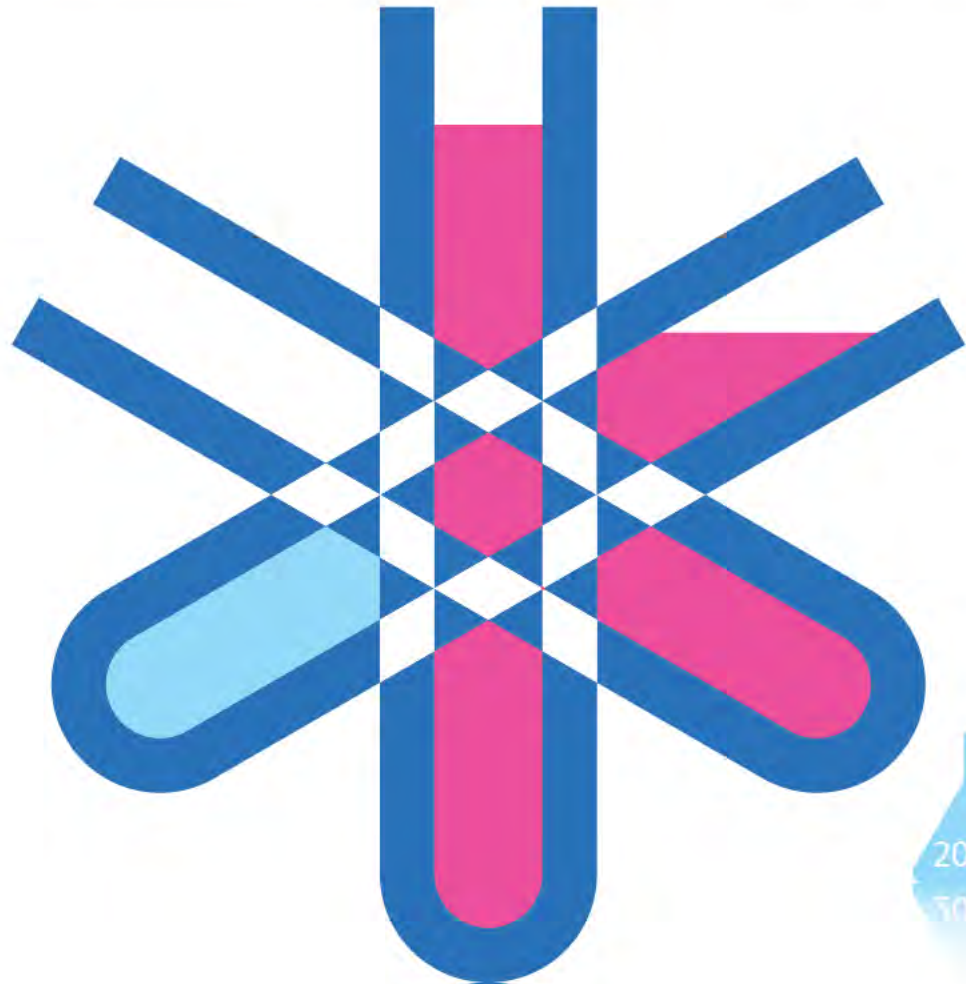


横查情報月報



横浜市衛生研究所

平成28年6月号 目次

【トピックス】

平成27年度 家庭用品検査結果	1
「洗剤・洗浄剤」について	3
アゾ化合物の検査を始めます！	4

【感染症発生動向調査】

横浜市感染症発生動向調査報告 5月	5
-------------------------	---

【情報提供】

衛生研究所WEBページ情報	9
---------------------	---

平成27年度 家庭用品検査結果

家庭用品とは、衣料品や洗剤など私たちが日常生活で使用している生活用品のことをいいます。家庭用品担当では、よだれ掛けなど乳幼児(生後24か月以下)用繊維製品や、乳幼児用以外の下着、靴下、カーテン、床敷物の繊維製品および家庭用接着剤、塗料、エアゾル製品、洗剤など家庭用化学製品について、「有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律」(略称:家庭用品規制法)に基づき検査を行っています。

平成27年度に規制基準に関する検査で取り扱った検体数は52件、延検査項目数は211件でした。検査の結果、規制基準を超えた検体はありませんでした(表1、表2参照)。

表1 平成27年度 家庭用品検査検体内訳および検査結果

	検体数	違反検体数	延検査項目数	ホルムアルデヒド ^{*1}	ホルムアルデヒド ^{*2}	有機水銀化合物	トリフェニル錫化合物	トリブチル錫化合物	デイルドリン	TDBPP ^{*3}	BDBPP化合物 ^{*4}	DTTB ^{*5}	メタノール	テトラクロロエチレン	トリクロロエチレン	塩化水素または硫酸	容器試験			
																	漏水試験	落下試験	耐酸性・耐アルカリ性試験	圧縮変形試験
繊維製品																				
よだれ掛け	5	0	20	5		5	5	5												
下着	9	0	54	2	7	9	9	9	9											
中衣	6	0	18	6					6											
外衣	11	0	33	10	1 ^{*6}				11											
手袋	2	0	12	2		2	2	2	2											
くつ下	4	0	24	4		4	4	4	4											
帽子	3	0	9	3					3											
寝衣	2	0	10	2					2	2	2	2								
寝具	1	0	5	1					1	1	1	1								
床敷物	1	0	4						1	1	1	1								
家庭用化学製品																				
つけまつげ等用接着剤	3	0	3		3															
家庭用エアゾル製品	3	0	9										3	3	3					
家庭用洗剤	2	0	10													2	2	2	2	
合計	52	0	211	35	11	20	20	20	39	4	4	39	3	3	3	2	2	2	2	

*1 乳幼児(生後24か月以下)用

*2 乳幼児用以外

*3 TDBPP:トリス(2,3-ジブロムプロピル)ホスフェイト

*4 BDBPP化合物:ビス(2,3-ジブロムプロピル)ホスフェイト化合物

*5 DTTB:4,6-ジクロル-7-(2,4,5-トリクロロフェノキシ)-2-トリフルオルメチルベンズイミダゾール

*6 規制対象外であるが参考として検査した。

表2 家庭用品検査項目および規制基準

検査項目	用途	検査対象	規制基準	主な健康被害
ホルムアルデヒド	樹脂加工剤	乳幼児(生後24か月以下)用繊維製品	吸光度差が0.05以下 または16 µg/g以下	粘膜刺激、 皮膚アレルギー
		乳幼児用以外の繊維製品、つけまつげ等用接着剤	75 µg/g以下	
有機水銀化合物	防菌防カビ剤	家庭用塗料、靴墨、靴クリーム、ワックス、繊維製品、家庭用接着剤	検出しないこと	中枢神経障害、 皮膚障害
トリフェニル錫化合物	防菌防カビ剤	家庭用塗料、靴墨、靴クリーム、ワックス、繊維製品、家庭用接着剤	検出しないこと	経皮・経口毒性、 皮膚刺激性
トリブチル錫化合物	防菌防カビ剤	家庭用塗料、靴墨、靴クリーム、ワックス、繊維製品、家庭用接着剤	検出しないこと	経皮・経口毒性、 皮膚刺激性
ディルドリン	防虫加工剤	繊維製品	30 µg/g以下	肝機能障害、 中枢神経障害
TDBPP*1	防炎加工剤	繊維製品	検出しないこと	発癌性
BDBPP化合物*2	防炎加工剤	繊維製品	検出しないこと	発癌性
DTTB*3	防虫加工剤	繊維製品	30 µg/g以下	肝臓障害、 生殖機能障害
メタノール	溶剤	家庭用エアゾル製品	5%以下	視神経障害
テトラクロロエチレン	溶剤、汚れ落とし、シミ取り	家庭用エアゾル製品 家庭用洗剤	0.1%以下	肝障害、腎障害、 中枢神経障害
トリクロロエチレン	溶剤、汚れ落とし、シミ取り	家庭用エアゾル製品 家庭用洗剤	0.1%以下	肝障害、腎障害、 中枢神経障害、 皮膚障害
塩化水素 硫酸	洗剤	住宅用洗剤	10%以下	皮膚障害、 粘膜の炎症、 吸入による肺障害
水酸化ナトリウム 水酸化カリウム	洗剤	家庭用洗剤	5%以下	皮膚障害、 粘膜の炎症
容器試験		住宅用・家庭用洗剤	各試験(漏水、落下、耐酸性・耐アルカリ性、圧縮変形)による容器強度を有すること	
ジベンゾ[a,h]アントラセン	クレオソート油中の不純物	クレオソート油を含む木材防腐剤・防虫剤	10 µg/g以下	発癌性
		クレオソート油を含む防腐・防虫木材	3 µg/g以下	
ベンゾ[a]アントラセン	クレオソート油中の不純物	クレオソート油を含む木材防腐剤・防虫剤	10 µg/g以下	発癌性
		クレオソート油を含む防腐・防虫木材	3 µg/g以下	
ベンゾ[a]ピレン	クレオソート油中の不純物	クレオソート油を含む木材防腐剤・防虫剤	10 µg/g以下	発癌性
		クレオソート油を含む防腐・防虫木材	3 µg/g以下	

*1 TDBPP:トリス(2,3-ジブロムプロピル)ホスフェイト

*2 BDBPP化合物:ビス(2,3-ジブロムプロピル)ホスフェイト化合物

*3 DTTB:4,6-ジクロル-7-(2,4,5-トリクロロフェノキシ)-2-トリフルオルメチルベンズイミダゾール

「洗剤・洗浄剤」について

「洗剤」、「洗浄剤」など身の回りでの洗って汚れを落とすものについて、普段何気なく、言葉を使ったり、聞いたり、見たりしていることが多いかと思います。実は、それらは、法律上定義されているものもあります。今回は、その規定している法律と定義について簡単に説明いたします。

－有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律(略称:家庭用品規制法)で規定されている－

名称	規制されている有害物質	基準
住宅用洗浄剤	塩化水素、硫酸	酸の量として10%以下及び所定の容器強度*を有すること。
家庭用洗浄剤	水酸化ナトリウム、水酸化カリウム	アルカリの量として5%以下及び所定の容器強度*を有すること。
	テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン	0.1%以下

* 漏水試験、落下試験、耐酸性及び耐アルカリ性試験、圧縮変形試験

☆基準値を超えた塩酸、硫酸、水酸化ナトリウム、水酸化カリウムは・・・

10%を超える塩酸や硫酸及び5%を超える水酸化ナトリウムや水酸化カリウム洗浄剤は、「毒物及び劇物取締法」により、「医薬用外劇物」として規制を受けるので、購入する場合、住所、氏名、職業等の記入と押印が必要になります。

☆業務用は対象にならない

消費者が小売店頭で購入し使用するものであり、食堂、ビル清掃業者などに販売されるいわゆる業務用洗浄剤は規制対象外です。

－家庭用品品質表示法で規定されている－

名称	定義	品質に関し表示すべき事項
合成洗剤	界面活性剤又は界面活性剤及び洗浄補助剤その他添加剤から成り、その主たる洗浄作用が界面活性剤によるもの。	1 品名 2 成分 3 液性
住宅用又は家具用の洗浄剤	酸、アルカリ又は酸化剤及び洗浄補助剤その他の添加物から成り、その主たる洗浄の作用が酸、アルカリ又は酸化剤の化学作用によるもの。	4 用途 5 正味量 6 使用料目安 7 使用上の注意

－食品衛生法で規定されている－

名称	規制対象とする洗浄剤
洗浄剤	洗浄剤であって野菜若しくは果実又は飲食器の洗浄の用に供されるもの。

このように、身の回りでの洗って汚れを落とすものについて、家庭用品規制法、家庭用品品質表示法、食品衛生法で各々の定義があり、規制する対象、範囲及び目的が異なります。家庭用品担当では、家庭用品規制法に基づく規制基準の検査を行っています。

【 理化学検査研究課 家庭用品担当 】

アゾ化合物の検査を始めます！

アゾ化合物は染料や顔料として、印刷インクや繊維製品、化粧品など多くの製品に使われています。例えば、染料全体の6割から7割にこのアゾ化合物が使用されています。しかし一部のアゾ化合物では、人の皮膚等にいる細菌や酵素によって分解され、発がん性を持つ物質(芳香族第一級アミン)が生じる場合があります。そこで、今年度から下着やタオル等に使用される「アゾ化合物を含む染料」が法律で規制されることになりました。検査ではアゾ化合物から生じる芳香族第一級アミンを測定し、基準を超えていないか確認します。横浜市衛生研究所では、平成25年度から準備を進めており、検査体制を整えています。6月の試買検査で、早速検査を実施する予定です。

【 理化学検査研究課 家庭用品担当 】

横浜市感染症発生動向調査報告 5月

《今月のトピックス》

- 流行性耳下腺炎の報告が例年より多い状態が続いています。
- 流行性角結膜炎、A群溶血性レンサ球菌咽頭炎の報告が例年より多くなっています。

全数把握の対象

【5月期に報告された全数把握疾患】

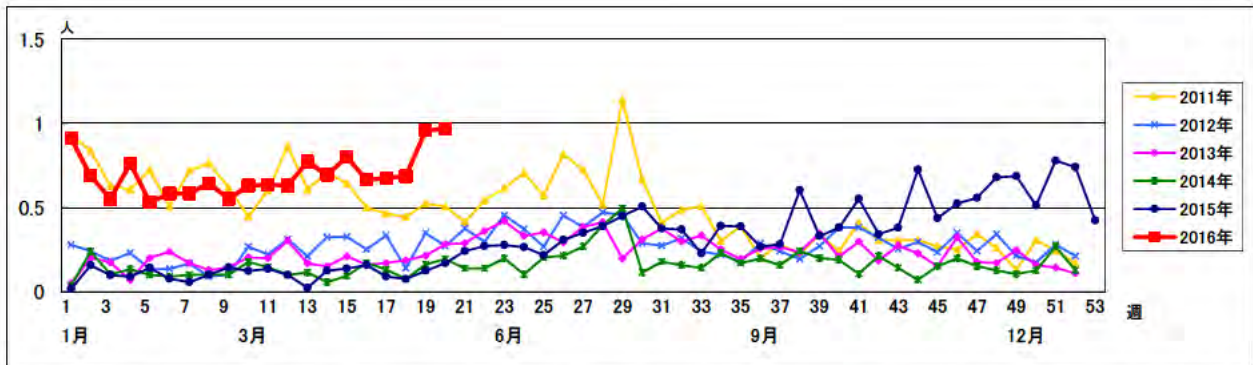
腸チフス	2件	急性脳炎	3件
E型肝炎	2件	劇症型溶血性レンサ球菌感染症	2件
デング熱	3件	後天性免疫不全症候群 (HIV感染症を含む)	2件
レジオネラ症	3件	侵襲性肺炎球菌感染症	10件
ウイルス性肝炎	1件	水痘(入院例に限る)	1件
カルバペネム耐性腸内細菌科細菌感染症	3件	梅毒	13件

- 腸チフス:2件の報告があり、海外(バングラデシュ、ミャンマー)での経口感染が推定されています。
- E型肝炎:2件の報告がありましたが、国内での経口感染が推定されています。
- デング熱:3件の報告があり、いずれも海外(インドネシア・バリ島)での感染が推定されています。
- レジオネラ症:3件の肺炎型の報告があり、うち1件は水系感染と推定、2件は感染経路等不明でした。
- ウイルス性肝炎:1件のCMVの報告があり、感染経路等不明です。
- カルバペネム耐性腸内細菌科細菌感染症:3件の報告があり、うち2件は以前からの保菌で、1件は感染経路等不明です。
- 急性脳炎:2件の幼児(ロタウイルス)、1件の児童(病原体不明)の報告がありました。ロタウイルスの2件は国内での感染、原因不明の1件はサイパン島での経口感染が推定されています。
- 劇症型溶血性レンサ球菌感染症:2件の高齢者の報告は神奈川県での感染で、1件は創傷感染、1件は飛沫・飛沫核感染が推定されています。
- 後天性免疫不全症候群(HIV感染症を含む):異性間の性的接触によるAIDSの報告が1件、同性間の性的接触による無症状病原体保有者の報告が1件ありました。
- 侵襲性肺炎球菌感染症:幼児は1件の報告があり、4回のワクチン接種歴が確認されました。成人例は3件の報告があり、いずれもワクチン接種歴は確認できませんでした。高齢者は6件の報告があり、うち1件は1回のワクチン接種が確認され、もう5件はワクチン接種歴が確認できませんでした。
- 水痘(入院例に限る):成人例の報告が1件あり、1回のワクチン接種歴がありました。
- 梅毒:13件の報告(無症状病原体保有者4件、早期顕症梅毒Ⅰ期5件、早期顕症梅毒Ⅱ期3件、晩期顕症梅毒1件)があり、うち12件が国内感染例で、1件は感染地域不明でした。感染経路は11件が性的接触、1件が感染経路不明、1件は40年前に手術歴(詳細不明)があります。

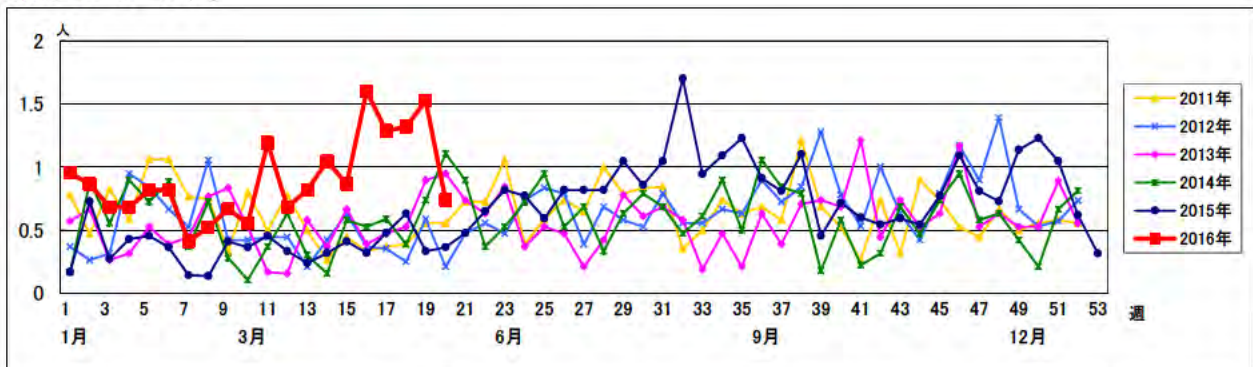
定点把握の対象

平成28年 週一月日対応表	
第17週	4月25日～5月1日
第18週	5月2日～5月8日
第19週	5月9日～5月15日
第20週	5月16日～5月22日

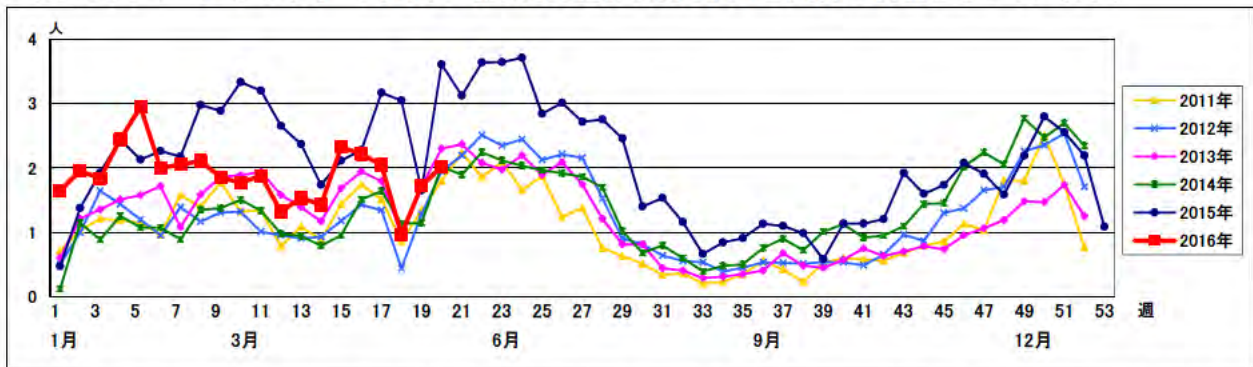
- 1 流行性耳下腺炎: 第20週で定点あたり0.97と、例年に比べて報告が多い状況が続いています。



- 2 流行性角結膜炎: 第19週で1.52と例年に比べて報告が多い状態が続いていましたが、第20週では0.74と減少しています。



- 3 A群溶血性レンサ球菌咽頭炎: 第15週で2.32、第16週で2.22と例年に比べて報告が多い状態が続いていましたが、ゴールデンウィークに減少後、第20週は2.02と例年と同様の報告となっています。



- 4 性感染症: 4月は、性器クラミジア感染症は男性が18件、女性が15件でした。性器ヘルペス感染症は男性が1件、女性が10件です。尖圭コンジローマは男性7件、女性が2件でした。淋菌感染症は男性が13件、女性が0件でした。
- 5 基幹定点週報: マイコプラズマ肺炎は第17週0.67、第18週0.00、第19週1.00、第20週0.33と報告されています。感染性胃腸炎(ロタウイルスによるもの)は第17週0.67、第18週0.75、第19週0.75、第20週0.00と報告されています。細菌性髄膜炎、無菌性髄膜炎、クラミジア肺炎の報告はありませんでした。
- 6 基幹定点月報: 4月はメチシリン耐性黄色ブドウ球菌感染症11件、ペニシリン耐性肺炎球菌感染症および薬剤耐性緑膿菌感染症の報告はありませんでした。

【 感染症・疫学情報課 】

◇ 病原体定点からの情報

市内の病原体定点は、小児科定点:8か所、インフルエンザ(内科)定点:4か所、眼科定点:1か所、基幹(病院)定点:4か所の計17か所を設定しています。

検体採取は、小児科定点とインフルエンザ定点では定期的に行っており、小児科定点は8か所を2グループに分けて毎週1グループで実施しています。

眼科と基幹定点では、検体採取は対象疾患の患者から検体を採取できたときのみ行っています。

<ウイルス検査>

5月に病原体定点から搬入された検体は、小児科定点39件、内科定点15件、眼科定点2件、基幹定点5件で、定点外医療機関からは23件でした。

6月9日現在、ウイルス分離15株と各種ウイルス遺伝子17件が検出されています。

表 感染症発生動向調査におけるウイルス検査結果(5月)

主な臨床症状 分離・検出ウイルス	上 気 道 炎	下 気 道 炎	イン フル エン ザ *1	咽 頭 結 膜 熱 *2	無 菌 性 髄 膜 炎	流 行 性 耳 下 腺 炎	感 染 性 胃 腸 炎
アデノ 1型				1			
アデノ 2型	2			2			
アデノ 4型							1
インフルエンザ AH1pdm09型			2				1
インフルエンザ AH3型			1				
インフルエンザ B型山形系統			4				
パラインフルエンザ 3型	1						
ヒトメタニューモ	2	1	1				
ヒトコロナ*3		1					
ヒトボカ		1					
ムンプス					1	3	
ライノ	2	1	1				
ノロ							2
ロタ							1
合計	2 5	0 4	6 3	3 0	0 1	3 0	1 4

上段:ウイルス分離数/下段:遺伝子検出数

*1:疑いを含む、*2:アデノ感染症を含む、*3:HCov 229E or NL63、HCov OC43

【 微生物検査研究課 ウイルス担当 】

<細菌検査>

5月の感染性胃腸炎は、基幹定点から12件、その他が3件で、腸管出血性大腸菌(O157:H7,VT1&2)、チフス菌、サルモネラ(*S. Tompson*, *S. Enteritidis*, *S. Amagar*)が検出されました。チフス菌はバングラデシュとミャンマーからの帰国者から検出されました。

その他の感染症は、小児科定点から6件、基幹定点から3件、その他から13件でした。バンコマイシン耐性腸球菌は*vanA*遺伝子保有の*Enterobacter faecium*でした。

表 感染症発生動向調査における細菌検査結果(5月)

感染性胃腸炎

検査年月 定点の区別 件数	5月			2016年1月～5月		
	小児科	基幹	その他*	小児科	基幹	その他*
	0	12	3	0	36	12
菌種名						
赤痢菌						1
腸管出血性大腸菌		1			2	1
チフス菌		2			2	
サルモネラ		2	1		8	2
カンピロバクター						1
不検出	0	7	2	0	24	7

その他の感染症

検査年月 定点の区別 件数	5月			2016年1月～5月		
	小児科	基幹	その他*	小児科	基幹	その他*
	6	3	14	20	29	178
菌種名						
A群溶血性レンサ球菌	T1	2		2		
	T4			1		
	T6			1		
	T12	1	1	3		1
	型別不能	1	1	9		2
B群溶血性レンサ球菌						1
G群溶血性レンサ球菌					2	1
メチシリン耐性黄色ブドウ球菌					4	
バンコマイシン耐性腸球菌			1			1
レジオネラ属菌						1
インフルエンザ菌						1
肺炎球菌			3		5	35
黄色ブドウ球菌	1			1		
結核菌			1			103
百日咳菌					1	
その他		1	3		7	13
不検出	1	2	4	3	10	19

*: 定点以外医療機関等(届出疾病の検査依頼)

T(T型別): A群溶血性レンサ球菌の菌体表面のトリプシン耐性T蛋白を用いた型別方法

【 微生物検査研究課 細菌担当 】

衛生研究所WEBページ情報

横浜市衛生研究所ホームページ(衛生研究所WEBページ)は、平成10年3月に開設され、感染症情報、保健情報、食品衛生情報、生活環境衛生情報等を提供しています。

今回は、平成28年5月のアクセス件数、アクセス順位、電子メールによる問い合わせ、WEB追加・更新記事について報告します。

なお、アクセス件数については市民局広報課から提供されたデータを基に集計しました。

1 利用状況

(1) アクセス件数 (平成28年5月)

平成28年5月の総アクセス数は、90,809件でした。主な内訳は、感染症情報センター68.8%、保健情報7.1%、検査情報月報6.2%、食品衛生5.5%、生活環境衛生3.2%、薬事0.7%でした。

(2) アクセス順位 (平成28年5月)

5月のアクセス順位(表1)

表1 平成28年5月 アクセス順位

は、第1位が「クロストリジウム-ディフィシル感染症について」、第2位が「カンピロバクター感染症について」、第3位が「B群レンサ球菌(GBS)感染症について」でした。

5月の総アクセス数は、前月に比べ約19%増加しました。アクセス順位を見ると、感染症関連の項目が多数を占めています。1位のクロストリジウム-ディフィシル感染症は、老人や免疫機能が低下している人たちに多く発生します。2位のカンピロバクター感染症は、カンピロバクター属の細菌によって起こされる感染症です。カンピロバクター属の細菌を摂取してから、2-5日後に下痢、腹痛、発熱といったカンピロバクター感染症を起こします。感染症の大部分は、生の鶏肉を扱うこと、あるいは生や加熱が不十分な鶏肉を食べることと関係しています。

順位	タイトル	件数
1	クロストリジウム-ディフィシル感染症について	3,478
2	カンピロバクター感染症について	3,188
3	B群レンサ球菌(GBS)感染症について	2,668
4	横浜市感染症情報センター	2,205
5	エンテロウイルスについて	2,171
6	衛生研究所トップページ	2,119
7	EBウイルスと伝染性単核症について	2,034
8	ぎょう虫(蟯虫)症について	1,860
9	リステリア症について	1,717
10	サイトメガロウイルス感染症について	1,678

データ提供: 市民局広報課

「クロストリジウム-ディフィシル感染症について」に関連する情報

<http://www.city.yokohama.lg.jp/kenko/eiken/idsc/disease/clostridium1.html>

「カンピロバクター感染症について」に関連する情報

<http://www.city.yokohama.lg.jp/kenko/eiken/idsc/disease/campylo1.html>

「B群レンサ球菌(GBS)感染症について」に関連する情報

<http://www.city.yokohama.lg.jp/kenko/eiken/idsc/disease/gbs1.html>

(3) 電子メールによる問い合わせ（平成28年5月）

平成28年5月の問い合わせは、5件でした(表2)。

表2 平成28年5月 電子メールによる問い合わせ

内容	件数	回答部署
消毒方法について	1	感染症・疫学情報課
飲食店の衛生検査について	1	神奈川区生活衛生課
ジカ熱感染について	1	感染症・疫学情報課
近所の犬に噛まれた件について	1	港南区生活衛生課
横浜市包装責任者研修会配布資料の件について	1	感染症・疫学情報課

2 追加・更新記事（平成28年5月）

平成28年5月に追加・更新した主な記事は、9件でした(表3)。

表3 平成28年5月 追加・更新記事

掲載月日	内容	備考
5月 2日	マレーシアのこどもの定期予防接種について	掲載
5月 6日	◆パンフレット◆ 熱中症に注意しましょう！	更新
5月 6日	ベトナムのこどもの定期予防接種について	更新
5月 9日	感染症に気をつけよう(5月号)	掲載
5月11日	カンボジアのこどもの定期予防接種について	掲載
5月16日	ラオスのこどもの定期予防接種について	掲載
5月19日	タイ王国のこどもの定期予防接種について	更新
5月20日	シンガポールのこどもの定期予防接種について	更新
5月31日	感染症に気をつけよう(6月号)	掲載

【 感染症・疫学情報課 】